

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための
エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係省令・告示の整備等に関する省令案・告示案に対する意見公募要領

令和5年2月6日
経済産業省
資源エネルギー庁
長官官房
省エネルギー・新エネルギー部
資源・燃料部
電力・ガス事業部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和4年の常会（第208回国会）で成立した「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する等の法律（令和4年法律第46号。以下「改正法」という。）」では、第6次エネルギー基本計画を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）、鉱業法（昭和25年法律第289号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）を改正し、省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずることと致しました。

本省令案及び告示案は、改正法附則第1条本文の施行日（令和5年4月1日。以下「本施行日」という。）に施行される改正法の規定について、改正法の施行に伴う改正後の各法の規定に基づく省令委任事項の規定や条ズレ対応などの改正を行うものです。

広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案（概要）
- ・安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示案（概要）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室、省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー課、資源・燃料部政策課及び電力・ガス事業部政策課
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館4階・5階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年2月6日（月）～令和5年3月7日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

- (2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室パブリックコメント担当 あて

- (3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：（03）3580-8426

- (4) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-jukyu-seibi-seirei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の整備等に関する省令案・告示案に対する意見」として下さい。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

資源エネルギー庁 長官官房総務課戦略企画室 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 資源・燃料部 政策課 電力・ガス事業部 政策課 パブリックコメント担当 宛

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための

エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係省令・告示の整備等に関する省令案・告示案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)